

グローバル交流活性化事業 参加事業者・団体公募要項 Q&A

No.	項目	Q	A
1	2. 事業概要	団体には自治体等の行政・公的機関も含まれるのか。	応募要件をすべて満たし、本事業の趣旨に合致したイベント等の開催・運営を行う意向がある団体であれば、法人格の制約はございません。要件に合致するか判断に迷う場合は、公募要項「8. 申込・問い合わせ先」に記載の事務局までお問合せください。
2	3. 事業概要	イベントの一部を都外で開催する場合も応募対象になるのか。	協定金の支給対象は都内においてオフライン（対面）形式で開催されるイベントになりますが、イベントコンテンツの一部を都外で開催すること等を妨げるものではありません。ただし、本協定金の支給対象になる開催内容とその他の部分が明確に区分されるよう企画していただきます。KPIの評価にあたっては、その他の部分は評価の対象となりませんので、ご留意ください。
3	2. 事業概要	申請額として設定した金額が全額協定金として支払われるのか。	応募にあたって事業者・団体が自ら設定したKPIの達成度合い及び事業全体の成果に応じて、東京都から協定金を支払います。応募時に定めたKPI指標が達成されない等の場合、協定金の支払金額が設定額から減額となる可能性があります。
4	2. 事業概要	申請額に下限額は定められているか。	下限額は定めていません。
5	3. イベント等運営者の公募	「グローバル交流を企図した取組が都内で開始されてから3年を超えないもの」はいつを起算日としているのか。	2024年4月1日を基準に3年を超えないものとし、2021年4月1日以降に開始されたイベントを対象とします。
6	3. イベント等運営者の公募	企画書はどの程度詳細に記載しなければならないのか。	募集要項の「企画書に関する留意事項」(3) 企画書に盛り込むべき内容を参考に、イベント等の方向性やイベントを通じて提供したい価値、参加者誘引のための具体的方策と見込みについて記載し、実施体制やこれまでのイベント等の運営実績についてもご記載ください。
7	3. イベント等運営者の公募	企画書に記載した内容が公表されることはあるか。	原則として、応募者の同意を得ることなく記載内容は公表いたしません。
8	3. イベント等運営者の公募	イベント等で主に使用される言語は英語を基本とする、とされているが、バイリンガル形式（和英混用）でも可能か。	必要に応じて日本語の使用（併用）を妨げるものではありませんが、イベント等において主として使用される言語が英語となるようにしてください。日本語の使用が主となる場合（例：日本語でセッションを行い、英語の同時通訳をつける等）は、対象外となります。
9	3. イベント等運営者の公募	事業の進捗状況についての報告はどのような形で行うのか。	四半期に一度、書面で報告していただく予定です。報告にあたっては、事務局において、進捗報告用のフォーマットを用意します。
10	3. イベント等運営者の公募	本事業の支援を受けて実施するイベントが他の公的機関の助成金等の支援対象となっている場合、本事業に参加することはできるのか。	他の助成金等の支援対象となっている企画内容と、本事業の支援を受けて実施する企画の内容が明確に区別される場合においては、応募いただくことが可能です。
11	3. イベント等運営者の公募	応募事業者・団体の規模の制約はあるのか。	規模は問いません。
12	3. イベント等運営者の公募	外国人参加者数にはオンライン参加の人数も含まれますか？	含みません。実際に会場に来場いただいた方をカウントしていただきます。
13	3. イベント等運営者の公募	複数回のイベントを開催する場合、500人は延べ人数なのか、実人数（重複しない参加者個人）なのか。	延べ人数です。
14	3. イベント等運営者の公募	企画書に関する留意事項において、「⑦各ページ右肩に当該ページが応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと」とありますが、応募フォームは1. 基礎情報、2. 提案内容に関する情報、3. 当該事業への応募理由の3点からなっております。参加事業者・団体公募要項の6. 審査の流れ(2)審査基準の記載項目に沿うような形のイメージでいいのでしょうか？	ご指摘の通り、「応募フォーム」ではなく、正しくは「参加事業者・団体公募要項の6. 審査の流れ(2) 審査基準」となりますので、該当する審査基準に対応する形でご記載いただけますと幸いです。
15	4. 東京都の支援内容	イベント等の実施に必要な人件費、外注費、システム利用料・会場代等についても支出見込額に含めてよいのか。	含めていただいて構いません。ただし、証拠書類の提出を求め、支出見込額が過大と認められる場合、その補正を求めることがあります。
16	4. 東京都の支援内容	イベント等の実施にあたって、外部のスポンサーから協賛等を募ることは可能か。	可能です。
17	4. 東京都の支援内容	協定金は消費税の課税対象外なのか。	管轄の税務署にお問い合わせください。
18	5. 事業者・団体の応募方法	応募要件に、イベント等の運営実績を有していることとあるが、どの程度の実績を想定しているのか。証明書等の提出が必要なのか。	貴社（団体）が当該イベントの実施にあたって、主催・企画・運営等として関わっていたのであれば、実績として記載することができます。別途の証拠の提出は任意です。
19	5. 事業者・団体の応募方法	郵送で応募することはできるか。	郵送での応募は受け付けません。電子データをメールで送付してください。